

漁協が船主（香港法人）の責任保険者（ロシア法人）に対して 船骸撤去に係る保険金の直接支払を求めた事案（消極）

（宮崎地裁平成27年1月23日判決、平成24（ワ）606号損害賠償請求事件、判例集未搭載（ウェストロー文献番号2015WLJPCA01239003、LEX/DB 文献番号25447058））

増 田 史 子

判示事項

責任保険契約における仲裁合意の効力は、保険金請求権を代位行使する者に及ぶ。船舶油濁損害賠償保障法15条1項の類推適用を根拠とする請求については油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約9条1項に基づき日本に国際裁判管轄があるが、一般船舶の座礁事故に関し同法15条1項を類推適用して保険者に対する直接請求を認めることはできない。

I 事実の概要⁽¹⁾

Y1は中華人民共和国香港特別行政区において海運事業を営む同行政区法人であり、非自走式ポンプ浚渫船（以下「本船」）の所有者である。Y1は、ロシアにおいて保険事業を営む同国法人Y2と、平成22年10月20日、本船の回航について保険契約（以下「本件保険契約」）を締結した。本件保険契約を締結する際、Y1とY2は、「本保険に基づいて生じる紛争はすべてロシアの法律に準拠し、モスクワのロシア商工会議所の海事仲裁委員会において解決されるものとする。」旨の合意（以下「本件仲裁契約」）をしていた。本船は、同月24日午前8時45分頃、タグボートに曳航されて徳山下松港（山口県）から中国・台州へ向かっていたところ、海上荒天のため曳航索が切断して漂流し、宮崎市折生迫海岸に座礁した。本件保険契約に基づく保険料1万米ドルがY2の口座に入金されたのは本件

事故発生後の同月25日であり、Y1は平成23年12月22日にY2に対して保険料の返還を求め、Y2は同月28日、Y1に同額を支払った。本船は本判決言い渡しの時点で未だ撤去されていない。

座礁現場において共同漁業権を有するX(宮崎市漁業協同組合)は、①Y1に対して、不法行為に基づく損害賠償として本船の撤去費用相当額3億9800万円及びこれに対するY1への訴状送達の日(平成26年4月26日)の翌日からの民事法定利率による遅延損害金の支払を、Y2に対しては、②主位的にはY1のY2に対する本件保険契約に基づく保険金請求権を代位行使し、3億9800万円及びこれに対するY1に対する本判決確定の日の翌日からの民事法定利率による遅延損害金の支払、③予備的には、タンカー油濁損害についての保険者等に対する損害賠償請求権を規定した船舶油濁損害賠償保障法(以下「油賠法」)15条1項の類推適用に基づき、3億9800万円及びこれに対するY2への訴状送達の日(平成25年9月20日)の翌日からの民事法定利率による遅延損害金の支払を求め、宮崎地方裁判所に訴えを提起した。Y2に対する主位的請求(②)についての国際裁判管轄に関し、Xは民訴法3条の3第8号、5号、1号、3条の6に基づき管轄があると主張し、Y2はこれらを争うとともに、Y1とY2との間の仲裁合意により妨訴抗弁が成立する(仲裁法14条1項)と主張した。また、債権者代位権の成否について、Xは手続上の問題であるとして日本法により債権者代位権を行使できると主張したのに対し、Y2は被保全債権準拠法と代位対象債権準拠法の累積適用説に立ち、ロシア法上、債権者代位権が存在しその要件を充たすことをXは主張立証していないとして争った。予備的請求(③)については、Xが油賠法15条1項の類推適用に基づく請求であることから1969年の「油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」(昭和51年条約9号。以下「CLC」、判旨では「責任条約」。なお、現行法は1992年議定書(平成7年条約18号)により改正された同条約等に基づく)9条1項に基づき管轄がある、仮にCLC9条1項に基づく管轄がないとしても民訴法3条の3第5号に基づく管轄があると主張したのに対し、Y2はCLCに基づく管轄について類推の基礎がなく、民訴法3条の3第5号の要件も充たさないとして争った。

II 判決要旨

Y1は公示送達による適式の呼出を受けたが、本件口頭弁論に出頭せず、Y1に対する請求(①)は全額認容された。宮崎地裁は、Y2に対する主位的請求(②)については却下(判旨1)、予備的請求(③)については棄却した(判旨2)。以下、②及び③についての判旨を引用する。

1. Y2に対する主位的請求（②）について

「…本件仲裁契約の対象は「本保険に基づいて生じる紛争」であるところ、本件保険契約に基づくY1のY2に対する保険金請求についての紛争がこれに当たることは明らかである。そして、債権者代位（民法423条1項本文）に基づいて同請求を代位行使する場合においても、本件仲裁契約の効力が及ぶと解するのが相当である。

…Xは、Y1が実体のない会社であり、仲裁申立てをすることが望めないもので、「仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができないとき」（仲裁法14条1項2号）に該当し、本件仲裁契約の効力が生じない旨主張する。

しかし、Y1が実体のない会社であり、仲裁手続を行うことが事実上不可能であると著しく困難であるということを証するに足りる的確な証拠は見当たらない。

また、「仲裁合意に基づく仲裁手続を行うことができないとき」とは、仲裁合意で仲裁人として選任した特定の人物が死亡した場合や個別仲裁において仲裁手続の進め方に関して当事者の意見が合致せず仲裁手続を長期間開始できない場合など、飽くまでも当該仲裁合意に関する手続遂行上の支障が認められる場合をいうものと解されるところ、仮に、Xの主張するようにY1が実体のない会社であったとしても、かかる事情は、Y1が法的手続一般を取り難い事情ではあり得るものの、本件仲裁契約に限った事情であるとは認められない。したがって、この点からしても、「仲裁手続を行うことができないとき」には当たらないというべきである。」

2. Y2に対する予備的請求（③）について

（1）国際裁判管轄の有無

「Y2に対する予備的請求は、油賠法15条1項類推適用を根拠とするものであるから、同訴えに係る裁判管轄の有無を判断するに当たっても、同条項に基づくタンカー油濁損害についての保険者等に対する請求と同様に解するのが相当である。

以上を踏まえて本件についてみると、同条項は、責任条約7条8項の国内法として定められており、責任条約9条1項は、条約締約国の領域内で損害が発生した場合には、当該締約国の裁判所にのみ訴えを提起することができると規定しているところ、日本及びロシアが責任条約を批准していること、本件座礁事故及びそれに基づく損害が日本の領域内で発生していること、以上の事実が認められる。

そうすると、Y2に対する予備的請求に係る訴えは、日本に国際裁判管轄があ

ると解するのが相当である。

…これに対し、Y2 は、本件において油賠法15条1項を類推する基礎がなければ、そもそも管轄も認められない旨主張する。しかし、そもそも裁判管轄の有無に関する問題と類推適用の可否の問題は、別次元の問題であるというべきであり、前者の問題は、…XのY2に対する請求の内容に基づいて形式的画一的に認定判断されるべき問題であるのに対して、後者（類推適用の可否）の問題は、同条項に基づく請求権が認められるか否かという本案の問題として論ぜられるべきである。

また、Y2 は、Xの主張だけで国際裁判管轄が肯定されると、被告に過度に応訴の負担を課すことになる旨主張する。しかし、Y2によっても「ママ」、類推の基礎があるか否かを審視しなければならず、それを訴訟要件の問題とするか、本案の問題とするかによって、被告の応訴の負担が大きく変わるものではない。

よって、Y2の上記各主張はいずれも採用できない。」

(2) 油賠法15条1項の類推適用の可否

「Xは、本件座礁事故が、座礁した本船（一般船舶）が撤去されないことそれ自体によって損害を発生させるものであることを踏まえ、タンカー油濁損害についての保険者等に対する損害賠償請求権を規定した油賠法15条1項が本件に類推適用される旨主張する。

…この点、確かに、平成16年改正により、第6章（一般船舶油濁損害賠償責任及び責任の制限）及び第7章（一般船舶油濁損害賠償等保障契約）が追加されるなどしたことが認められる。しかし、保障契約の締結を強制する制度と、保険者等に対して直接損害賠償請求をし得る制度とは、大きく異なるものであり、前者が導入されたからといって、後者について導入する趣旨をも含んでいると解することはできない。

また、平成16年改正においては、一般船舶の油濁事故及び座礁事故に関し保険者等に対する直接請求を認める制度の創設が検討課題とされていたものの、結局、同制度が創設されなかったことに鑑みれば、立法判断としても、同制度を導入しなかったものとするのが相当である。

さらに、そもそも、油賠法15条1項は、責任条約7条8項の国内法であり、その管轄は責任条約9条1項によって定まるところ、責任条約において規定のない一般船舶の座礁事故に関する損害賠償請求まで油賠法15条1項類推適用によって可能になるのであれば、責任条約9条1項により、締約国は「ママ」本来予定していない範囲まで日本の裁判所に提起された訴訟に応訴しなければならない。このような条約締約時に想定されていなかったと考えられる範囲にまで解釈により請求を可能とすることは困難といわざるを得ない。

以上検討したところからすれば、本件座礁事故に関する X の Y2 に対する損害賠償請求について、油賠法15条1項を類推適用することはできないと解するのが相当である。」

III 評釈

1. はじめに一事案の背景と特徴

本件は、座礁船舶を船舶所有者が撤去せず、その船舶により被害を被っている第三者が船舶所有者及びその責任保険者に対して民事訴訟を提起した事案としては、おそらく日本で初めてのものである。

わが国の沿岸では、無保険であるために賠償資力を欠く船舶が座礁事故等を起こし、油濁損害の賠償や船舶の撤去等が適切に行われない事例がしばしば生じている⁽²⁾。この問題への対策の一つとして、2004（平成16）年に「油濁損害賠償保障法」（昭和50年法律95号）が改正され、2005（平成17）年3月1日よりタンカー以外の一般船舶についても、日本に入港する一定の外航船に対して、一定の保障契約を締結し（油賠法39条の4、39条の5）、国土交通大臣の交付する保障契約証明書等（39条の6において準用する17条）を備えおくこと（39条の7参照）等が義務付けられている（平成16年法律第37号。この際に「船舶油濁損害賠償保障法」と改称された⁽³⁾）。本件事故を起こした船舶については、北海道運輸局が、保険金額、契約期間等を保険の契約書等で確認した上で、船主の日本の代理人から提出された保険料の振込が2010年10月21日に完了した旨の報告書類を確認して、保障契約証明書が交付されていたようである⁽⁴⁾。どの時点から保険者の責任期間が開始するかは保険契約準拠法であるロシア法により判断されるべき問題であるが、本件は少なくとも結果的には、この点の確認が不十分であったために油賠法の仕組みが働かなかった事案といえよう。なお、船舶所有者による撤去が行われないとき、地方自治体が行政代執行により撤去を実施する場合がある⁽⁵⁾。しかし、本件では代執行の権限の根拠となりうる法律の規定が存在しない状況のようであり⁽⁶⁾、この点でも法規制の隙間に陥っている。

X としては、上記の状況からやむを得ず、船舶所有者及びその責任保険者に対して民事訴訟を提起したものと推測される。X の Y1 に対する漁業権侵害の不法行為に基づく損害賠償請求は、Y1 が出頭せず X の主張に従い全額認容された⁽⁷⁾が、Y1 に対して本判決を執行できるかは実際上も法律上もかなり疑わしい⁽⁸⁾。より資力を期待できる Y2 に対する主位的請求（②）は却下、予備的請求（③）は棄却されたため、実質的には X の完敗に近い内容である。Y2 に対する請求には、後述の通り、条約の解釈（請求③）、渉外的債権者代位訴訟（請求②）につい

での重要な法的論点が含まれる。判旨はこれらの問題に正面からは答えず、複数の争点の中から訴えを却下又は棄却しやすい部分を取り出して結論を導いているように見える。Y1とY2との間に仲裁合意があり、しかもY1のY2に対する保険金請求権の存在自体が疑わしい事案であったこと、被害者の責任保険者に対する直接請求権は比較法的にも一般的に広く認められているとまではいいがたいこと⁽⁹⁾に鑑みれば、裁判所が、本件仲裁合意が妨訴抗弁となるか(判旨1)、保険者に対する直接請求が可能か(判旨2)に絞って判断したことは、理解はできる。ただ、渉外的債権者代位訴訟における原告適格や債権者代位権の準拠法の問題は学説上は長く議論されてきたものであり、裁判所の見解が示されなかったのは残念ではある。本稿では、先例の乏しい事案であることに鑑み、問題状況全体を踏まえつつ、CLC 9条1項に基づく管轄の存否(2)、渉外的債権者代位訴訟としての側面(3)を中心に検討する。結論からいえば、判旨の理由付けには多くの疑問があるが、Xの請求を退けた判断自体は正当であったと考える。

2. CLC 9条1項に基づく管轄

(1) 油賠法とCLCの関係

まず、判旨2(1)の当否を論じる前提として、CLCと油賠法の間を整理しておく。

油賠法は、1975(昭和50)年に「1969年の油による汚染損害についての民事責任に関する国際条約」(CLC1969)、「1971年の油による汚染損害の補償のための国際基金の設立に関する国際条約」(FUND1971)を実施するために制定された法律であり(この油濁二条約を改正する1992年議定書(及び1976年SDR議定書)を実施するための改正が1994年に行われた。2004(平成16)年の同法改正時にはCLC1992及びFUND1992を補完する2003年追加基金議定書を実施する改正も同時に行われている)、現行法も5章まではCLC及びFUNDに基づく規定である。2004(平成16)年改正により、6章、7章に日本法独自の制度として一般船舶に対する油濁損害賠償、保障契約の締結強制等が規定された結果、同法には条約に基づく規定と日本法独自の規定が併存している。

タンカー油濁損害賠償請求事件の管轄に関しては、CLC 9条1項に基づき専属的国際裁判管轄が日本の裁判所に認められる場合についての国内土地管轄を定める規定(油賠法11条、保険者等に対する請求につき16条。国際基金に対する請求についてはFUND 7条に基づき同様の規定が26条に置かれている。責任制限事件の管轄についてはCLC 5条3項、9条3項及び油賠法31条参照)、CLC 9条1項に基づき専属管轄を有する裁判所のした確定した外国判決の承認執行の要件を定める規定(油賠法12条。国際基金に対する請求について油賠法27条)が定められている。これに対

して、一般船舶による油濁損害についての所有者等の責任や保障契約の締結強制等に関する油賠法の規定は日本法独自の定めであって、タンカー油濁賠償請求事件と同様の管轄、外国判決の承認執行に関する規定は、CLC はもとより油賠法にもない。

(2) CLC 9条1項の適用

判旨2(1)はCLC 9条1項に基づく管轄の存否について、Xの主張をほぼ受け入れ、日本の国際裁判管轄を認めた。しかし、この判断は失当である。

上述(1)の通り一般船舶に関する油賠法の規定は日本法独自のものであり、船骸撤去に関する損害賠償請求はCLCに基づく請求ではない。このような請求についてのCLC 9条1項に基づく管轄の存否はCLCの解釈問題であり、条約法に関するウィーン条約(昭和56年条約16号)31条以下により、条約の趣旨に照らして判断されなければならない。

CLC 9条は、1項において「事故が一若しくは二以上の締約国の領域(領海を含む。)若しくは第2条に規定する水域[※筆者注。主にEEZのこと。CLC1992により導入]において汚染損害をもたらし、又は当該領域(領海を含む。)若しくは当該水域における汚染損害を防止し若しくは最小限にするため防止措置がとられた場合には、賠償の請求の訴えは、当該締約国の裁判所にのみ提起することができる。その訴えについては、被告に対し相当の通告を行う。」とし、2項において、「各締約国は、自国の裁判所が1に規定する賠償の請求の訴えについての管轄権を有するようにする。」としている(油賠法11条及び16条は、この2項を受けたものである)。保険者に対する請求もCLC 7条8項により同3条4項にいう「汚染損害の賠償の請求」に該当し、CLC 9条1項に服する。CLC 9条1項は、当該締約国裁判所の専属管轄を規定したものであり、これ以外の締約国の裁判所は訴えを却下しなければならない。また、条約に基づき専属管轄を有する国の裁判所が行った判断は、CLC10条(日本における承認執行については油賠法12条)に従い承認執行される。従って、油濁損害が日本の領海、EEZで生じた場合にCLC 9条1項に基づき専属的国際裁判管轄が日本の裁判所に認められ、民訴法及び油賠法の規定により国内土地管轄のある裁判所に訴えを提起すべきことになり⁽¹¹⁾、日本の裁判所の確定判決は他のCLC締約国において原則として承認される。

国際裁判管轄及び判決の承認執行についてCLCがこのように自己完結的な規定を置く理由は、登録船主に対する保障契約締結強制、登録船主の厳格責任及び責任制限、登録船主への責任集中(この点はCLC1992において明確化された)を柱とするCLC独自の責任制度の実現のためであって、油賠法3条1項又は2項の責任が発生しない場合にCLC 9条1項を適用する余地は同条項の解釈としてはありえない⁽¹²⁾。CLC外の請求にCLC 9条1項の管轄が認められれば、本来は各国

民事手続法において認められるはずの他の管轄は排除される結果となり、被害者救済の観点からも不当であろう。本件請求③が CLC 外の請求であることは明白である以上、CLC 9 条 1 項に基づく管轄は直ちに否定すべきであった。

(3) 民訴法上の国際裁判管轄

善解すれば、判旨 2 (1) は、条約解釈ではなく日本の国際民事訴訟法の問題として、油賠法 15 条 1 項の類推に基づく損害賠償請求につき CLC 9 条 1 項を類推しようとしたものとみることができるのかもしれない。しかし、仮にそうであるとしても、平成 23 年民事訴訟法等改正によって予測可能性及び法的安定性を担保するために明文で国際裁判管轄規則が規定された以上は、(緊急管轄を肯定すべききわめて例外的な場合を除き) 管轄原因は民訴法及び国際裁判管轄に関する規定を有する条約に完結的に規定されていると解すべきだろう。そうすると、むしろ裁判所は、民訴法 3 条の 2 以下の規定に基づく国際裁判管轄の存否を判断すべきであったと思われる⁽¹⁴⁾。

なお、本件で仮に民訴法の規定に基づく国際裁判管轄が認められ準拠法が日本法となったとしても、いずれにせよ日本法の解釈として直接請求を認めることは困難である。判旨 2 (2) 指摘の通り 2004 年油賠法改正に際して直接請求権を認める制度の創設が見送られた経緯があるほか、2008 年の保険法改正 (平成 20 年法律 56 号) において、責任保険一般について被害者の直接請求権を認めることは見送られ、被保険者が倒産した場合等には保険給付を請求する権利について被害者に先取特権を認めることで被害者保護を図るという政策的判断がなされているからである (保険法⁽¹⁶⁾ 22 条)。

3. 渉外的債権者代位訴訟としての側面

本件は、渉外的債権者代位訴訟における当事者適格、その判断の前提として債権者代位権の準拠法が問題となりえた事案である。判旨は Y1 と Y2 の間の仲裁合意が妨訴抗弁になることを根拠に主位的請求 (②) を却下しており、この点について判断していないが、学説上議論の多い問題なので、この点について論じた上で ((1)) 判旨を検討する ((2))。

(1) X の原告適格

本件事案の状況は、任意の自動車損害賠償責任保険につき債権者代位の準拠法を法廷地法と判断して被害者 (日本人) の夫による責任保険者 (米国法人) に対する直接請求を認めた東京地判昭和 37 年 7 月 20 日下民集 13 卷 7 号 1482 頁に類似する。同判決は、原告の妻がタクシーと米国人ディフィエスタの運転する車の衝突事故に巻き込まれて死亡し、その後ディフィエスタが米国に帰還、所在不明となったため、ディフィエスタが賠償責任保険契約を締結していた米国ニューヨーク

市に本店を有する保険会社に対し、原告が民法423条に基づき保険金請求権を代位行使した事案である。東京地裁は、「債権者代位権に関する規定は、債権者に、債務者の第三債務者に対する、直接の実体法上の請求権を付与する規定ではなく、債権者が、自己の名に於て、債務者に属する権利を、訴訟上追行し得る権限を付与する、訴訟法上の規定と解釈する。その見解が正しいとすれば、訴訟法上、何人が訴訟実施権を有するかの問題の解釈の基準については、法廷地法を適用すべきであると考えられるから、（尤も訴訟実施権の存否は、実体法により決すべき場合がある。）、原告らが、被告ディフィエスタの被告アメリカンに対する保険金請求権を代位行使することが、許されるか否かについては、法廷地法たる日本民法が適用せられると謂わなければならぬ。」と判示し、ディフィエスタの不法行為責任を肯定するとともに、保険者に対する原告の請求を認めた。この判旨に従えば、債権者代位権の成否は日本法により判断され、X主張の通り民法423条の要件を充たせば（もともと本件ではこの点でも障害がある）保険金請求権の代位行使が可能ということにもなりそうである。

しかし、現在の学説では、当事者適格について様々な見解があるものの、訴訟担当者の訴訟追行権限が実体法上の管理処分権によって基礎付けられる場合に、その管理処分権の有無は実体関係の準拠法を考慮して判断するという点においては、概ね争いはないと思われる⁽¹⁸⁾。この理解をとると、実体法上の債権者代位権の準拠法を判断する必要が生じる。

債権者代位権の準拠法について、①従来の通説は、債権者代位権は債権の効力の問題であるが代位対象債権自体も準拠法を有することから、被保全債権準拠法、代位対象債権準拠法を累積適用し双方によって代位権が認められる必要があるとしていた。現在はむしろ、②累積適用説では成立する場面が限られることを問題視し、債権者取消権との比較で第三債務者保護の必要性は乏しいとして被保全債権準拠法のみによる説が比較的多数で、これに③債権者代位権が債権の効力の問題であるというの⁽¹⁹⁾は一つの見方にすぎないとして、実質的考量により代位対象債権の準拠法による説が対立している状況にある⁽²⁰⁾。通則法に規定をおくことは、他国の立法例もほとんどみられない上に法制審議会の議論で連結政策についての見解が一致せず、現状でも実務上の不都合は生じていないことから、見送られた⁽²¹⁾。この対立について、私見は、理由は異なるが③説が妥当と考える。債権者代位権は、一般には相対効しか認められない債権に（準拠法によっては）例外的に対外的効力が認められる局面であり、②説のように、被保全債権の効力の問題であること、債権者取消権に比すれば第三者債務者保護の必要性が低いことを指摘しただけでは、抵触法上の第三債務者保護を不要とする理由としては不十分である。例えば保険代位の場合は、（多くの国の実質法上）一定の原因関係につ

いて公益的な理由から法律上当然に代位が生ずる場面を問題としているので、代位対象債権の債務者の保護を後退させることに理由があるが、債権者代位権は、もっぱら代位債権者のイニシアティブによって行使される点で、むしろ債権譲渡に類似する。抵触法上の第三債務者の保護の必要性は、債務者の管理処分権の制限の影響が直接に及ぶこと、債権者代位権自体が比較法的にみて稀な制度であることを考慮すれば、②説の認識とは異なり、むしろ一般論としては高いといえるだろう。債権者と債務者間での代位の可否自体は被保全債権の効力の問題として被保全債権準拠法によればよいが（この準拠法によって債権者代位権等の法律上の権限が認められる場合のほか、当事者間の問題なので、約定に基づき何等かの権限が認められる場合でも差支えないと思われる）、債権者代位権の準拠法（特に代位対象債権の債務者その他の第三者に対する効力）は通則法23条の類推により代位対象債権準拠法（本件では保険契約準拠法であるロシア法）によるのが妥当である。責任保険者に対する被害者の保険金請求の方策としてはほかに、責任保険者に対する直接請求権を認める例、保険金請求権に対して被害者に優先権を認める例（例えば保険法22条）があるところ、これらについても保険契約準拠法によると解すべきであるから、③説は責任保険に関して結果的に整合性のある解決を導くことができると思われる。⁽²⁴⁾

以上によれば、本件では保険契約準拠法であるロシア法において債権者代位権が認められない限り、Xに請求②についての原告適格は認められず、その余を論じるまでもなく訴えを却下できたとと思われる。

（2）妨訴抗弁の成立

判旨1は、Xの原告適格の問題には立ち入らず、Y1とY2との間の保険契約に仲裁合意があり、その効力が債権者代位権に基づき保険金請求権を代位行使する場合にも及ぶとして、訴えを却下した。債権者代位の場合に代位債権者が行使するのは、債務者が第三債務者に対して有する債権そのものである。これに仲裁合意が付着している場合、債権者代位権の行使により、仲裁によって紛争を解決する利益を第三債務者が一方的に奪われるのは妥当でないから、判旨1の判断は妥当であろう。⁽²⁵⁾ Y1が実体のない会社である等の事情は、仲裁法14条1項2号の問題として構成するよりも、日本法又はロシア法に基づく被害者の責任保険者に対する直接請求権ないし優先権の存否あるいは行使の文脈で主張した方が、筋は良かったのではないかとと思われる。

4. さいごに

以上の通り、現行法の解釈論としては、Y2に対してX敗訴という結論は、やむをえないと考える。仮に、日本の裁判所の国際裁判管轄に加え、責任保険者

に対する直接支払請求の理論上の可能性を肯定できたとしても、Y1とY2との保険契約に基づくY2の責任が発生していない可能性が高い本件では（もっともこの点についてはロシア法上の帰結を見る必要がある）、Xの救いにはならぬだろう。責任保険契約上の保険金請求権がY1に認められうる事案であったとすれば、PI保険では英法系を中心に船主が責任主体として実際に支払った場合に保険金を支払うというルール（‘pay to be paid rule’）⁽²⁷⁾が採用されていることの効果、加害者に対する損害賠償と保険者に対する将来の保険金給付を併合訴訟により請求することの可否を涉外訴訟の場合にも国内訴訟と同様に解しうるのかといった点も、問題になりえたと思われる。

(1) この座礁船舶の問題は、第180回国会衆議院国土交通委員会平成24年7月25日会議での川村秀三郎委員の質問において取り上げられている。

同委員会議事録第11号4-5頁によれば、現場は観光スポットであるとともにイセエビ等の漁場である。座礁事故直後から海上保安庁が地元漁協等と協力して油防除作業を行い、船内に残存していた油については船舶所有者側によって抜き取り作業が行われたという。船体の撤去については船舶所有者側が手配した民間サルベージ会社による離礁が奏功せず、PI保険の不備も手伝って、放置されるに至ったようである。

(2) 「油濁損害賠償保障法の一部を改正する法律」法令解説資料総覧270号(2004)58頁以下によると、2004年改正の時点で、未撤去の放置座礁船舶は10隻、地方自治体が撤去した事案は少なくとも過去10年間で18隻あった。その数は現在も増え続けているという（日本経済新聞2014年11月3日付電子版記事「(フォローアップ) 放置される座礁外国船：撤去要請、船主は応じず 腐食進み漁業に影響」参照(2015年9月27日最終閲覧)）。なお、国際的には、2007年に「海難残骸物の除去に関するナイロビ条約」が制定され、2014年4月14日に10か国の批准により発効要件を充たし2015年4月14日に発効した。ナイロビ条約は排他的経済水域（EEZ）を主な適用水域とする条約であるが（1条1号の「条約の適用水域」の定義参照）、領海についても登録船主の厳格責任（ただしCLCと異なり登録船主への責任集中はない）と強制保険を柱とする同条約の制度を適用することを、締約国は選択できる（3条2項）。同条約については、特に小塚荘一郎「海難残骸物の除去に関するナイロビ条約」海法会誌復刊51号31-79頁(2007)、同「海難残骸物の除去に関する条約案とわが国の法制」上智法学論集50巻4号1-43頁(2007)参照。

(3) この改正の概要は前掲（注2）法令解説資料総覧58頁以下、その背景について露木伸宏「放置座礁船舶問題への取組み」運輸政策研究 Vol. 7 No. 2 75頁以下(2004)参照。

(4) 前掲（注1）議事録4-5頁参照。

(5) 船骸撤去に関する日本法上の救済の概要については小塚・前掲（注2）上法6-8頁参照。船舶を除去することを命ずる行政庁の権限を定める法令としては、海上交通安全法（33条3項）、港則法（26条、37条の3）、海洋汚染及び海上災害の防止に関する法律（40条、42条の7）、港湾法（12条1項に基づく港湾管理条例等）のほか、2014（平成26）年の海岸法改正（平成26年法律第61号）後の海岸法（12条3項）がある。

(6) 前掲（注1）議事録4-5頁参照。2014年海岸法改正により、海岸保全区域内における船舶の沈没等により海岸保全施設等が損傷又は汚損した場合等に、海岸管理者が船舶の除去等を命

じることができることとなったが、本件事故現場は僅かに海岸保全区域から外れているという。

(7) 漁業権は、行政庁の免許によって設定される(漁業の免許につき漁業法10-19条参照)、特定の水面において特定の漁業を独占排他的に営むことができる権利(漁業法6-9条参照)であり、漁業法23条により、「…物権とみなし、土地に関する規定を準用する」ものとされている(入漁権につき漁業法43条、不動産所在地管轄に関し漁業法51条も参照)。「その利益の享受を一般人に対抗し得る権利である点において、物権が物について一定の利益享受を一般人に対抗しうるものであるとの権利(民法第177条)の性質が同じであり、「物権と同一の地位におくのが便宜である」ことがその理由とされる(金田禎之著『新編 漁業法詳解〔増補四訂版〕』(成山堂書店、2013)274頁)。従って、漁業権侵害行為に対して、妨害排除請求権(民法198条)、妨害予防請求権(199条)、不法行為による損害賠償請求権が認められること自体は疑いない。ただ、漁業権は厳密には物に対する排他的・直接的な支配権である物権そのものではなく、特定の水面において一定の漁業を営む権利である。Xは座礁船舶の撤去がなされないことを漁業権侵害行為と構成しているようだが、厳密には、Xが共同漁業権を有する海域で本船が座礁し撤去されていない事実に加えて、これにより水産動植物の採捕又は養殖(漁業)を営む権利が侵害されていること、損害との因果関係の主張立証が必要であるように思われる。漁業権侵害の態様については、漁業法研究会『最新 逐条解説「漁業法」』(水産社、2008)170頁など参照。

- (8) 前掲(注1)議事録4頁には、船主の「中国の会社」(Y1を指すものと思われる)は偽装かもしれないが倒産している旨の指摘がある〔川村委員発言〕。本件判旨ではこの趣旨の事実認定はなく詳細は不明である。また、Y1に対する呼出しは公示送達によって行われているから、外国での承認執行の要件を充たすかも問題となろう。
- (9) 比較法的な状況については、山下友信「責任保険被保険者の支払不能と保険給付による被害者救済」小塚荘一郎＝高橋美加編『商事法への提言：落合誠一先生還暦記念』(商事法務、2004)781頁、786-791頁及び同論文掲載の先行研究を参照されたい。
- (10) 新堂幸司ほか編『注釈民事訴訟法(1)』(有斐閣、1991)133-134頁〔道垣内正人〕、奥田安弘「油による海洋汚染についての管轄権」高桑昭＝道垣内正人編『新・裁判実務大系3 国際民事訴訟法(財産法関係)』118頁(青林書院、2002)、119頁。
- (11) 奥田・前掲(注10)120頁。油賠法11条の趣旨につき岡崎泰ほか『逐条・船主責任制限法・油濁損害賠償保障法』(商事法務、1979)367-368頁、16条につき同396-397頁参照。
- (12) CLC 9条1項の類推適用が問題となった例としては、油濁事故における船級協会に対する不法行為訴訟がある。CLC 3条4項は、備船者等への賠償請求を排除し登録船主に責任を集中させているが(チャネリング条項)、CLC 3条4項には船級協会が挙げられていないため、船級協会がこの利益を享受できるかは必ずしも明らかではない。

Sarah Fiona Gahlen, *Civil Liability for Accidents at Sea* (Springer 2015), 74-75 によると、1999年にフランス西岸沖(フランスのEEZ内)で生じた原油流出事故、エリカ号事件に関し、イタリアの船級協会 RINA がイタリアの裁判所に提起した債務不存在確認訴訟について、イタリア破産院は同国が CLC 締約国であり CLC は損害の発生した地である締約国の裁判所に専属管轄を付与していることを理由に、訴えを却下した (*IOPC v RINA* 2003 Rivista di diritto internazionale 238 (Corte di Cassazione (Italy), 17 October 2002)). 著者によれば、この判断については、船級協会に対する請求は CLC 外のもので各国の国際裁判管轄規則及び不法行為法の適用される問題として整理し得ることから、批判がありうる。ただし、本件では RINA に

対する捜査がフランスで既に開始されており、フランスの裁判所が管轄権を行使することも予測された。フランス訴訟は刑事事件として提起されたため民事責任についての国際裁判管轄は争点となっていないが、Pierre Bonassies, *Affaire Erika: Et si les victims avaient agi devant les juridictions civiles?* DMF 755. 103 (2014), 104 によると、民事事件の管轄が争われたとしてもブリュッセル条約(1968年の民事及び商事事件に関する裁判管轄及び裁判の承認執行に関する条約) 5条3項により管轄を肯定しえたはずである(なお、フランス破毀院判決(Cass. crim. 25 sept. 2012, n° 10-82938, DMF 742. 985 (2012))ではRINAはチャネリング条項の対象となると判断されたものの、3条4項但し書きにより責任が認められた)。また、プレステージ号事件に関する米国訴訟(*Reino de España v. American Bureau of Shipping*, スペイン王国が船級協会(ABS)に対する訴えをニューヨーク州南部地区連邦地方裁判所において提起した)では、連邦地裁は、CLC 3条4項及び9条1項に基づき、米国はCLC非締約国であるため米国に管轄はなくCLC案件を審理する専属管轄はスペインにあるとして訴えを却下したが(528 F.Supp. 2d 455, 2008 A.M.C. 83)、控訴裁判所は同事件の管轄は米国の管轄規則により判断すべきとして破棄差戻しとした(334 Fed. Appx. 383, 2009 WL 1636122 (C.A. 2 (N.Y.)), 2009 A.M.C. 2402)。差戻審は管轄を肯定した上で船級協会の責任を否定し(729 F. Supp. 2d 635, 2010 A.M.C. 1877)、控訴審においてその判断は支持されている(691 F. 3d 461, 2012 A.M.C. 2113 (2d Cir 2012))。

以上からも、CLC 9条1項はCLCの適用される請求について損害発生地の締約国裁判所の専属管轄を定めたものであり、CLC外の請求については各国の国際裁判管轄規則により判断すべきであること自体は、明らかであろう。

- (13) 佐藤達文=小林康彦『一問一答 平成23年民事訴訟法等改正』(商事法務、2012) 2、3頁参照。平成23年民事訴訟法等改正前は、日本の民訴法には国際裁判管轄に関する規定がないという認識を前提に、この欠缺を条理によって補充し民訴法の規定する裁判籍があれば原則管轄を肯定し(最判昭和56年10月16日民集35巻7号1224頁)、日本で裁判を行うことが当事者間の公平、裁判の適正・迅速を期するという理念に反する特段の事情がある場合には例外的にこれを否定する(最判平成9年11月11日民集51巻10号4055頁)という立場がとられてきた。この手法は管轄判断につき国内土地管轄の規定を類推するものといえるが、あくまで、国際裁判管轄について明文の規定を欠いているという認識を前提としたものである。
- (14) Xは民訴法3条の3第5号に基づく管轄があると主張しているが、このほかに理論上は、油賠法15条1項の類推による直接請求権を不法行為に基づく損害賠償請求権と解して(油賠法15条1項は、その文言から、日本の実質法上は、保険金請求権としてではなく不法行為に基づく損害賠償請求権として構成されていると解される。この点について、山下友信『保険法』(有斐閣、2005) 438頁脚注155参照) 8号に基づく管轄を主張することも考えられよう。

判旨2(1)は、類推による管轄判断を肯定した上で本件を管轄原因事実と請求原因事実が符合する一場面として捉える趣旨のようにもみえるが、実質的に不法行為地管轄の判断を行っていると善解すれば理解できなくはない。ただ、その場合、判旨2(1)は有理性説に近い立場のようにみえ、最判平成13年6月8日民集55巻4号722頁が客観的事実証明説を採っており、(学説には批判的見解があるが) その後の下級審判決には不法行為地管轄のみならず義務履行地管轄についても同様の基準を採用したものがあつたこととの整合性が問題となろう(東京地判平成16年10月25日判タ1185号310頁、東京地判平成21年11月17日判タ1321号267頁。平成16年判決は、主観的併合の国際裁判管轄を肯定するために証明すべき事項が問題になった事案でもあ

る。保険者に対する直接請求の原告適格については、形式的画一的に給付請求権があると主張する者が有すると判断することになろう。小田司「涉外訴訟における当事者適格」日法73巻1号65頁(2007)、85頁参照。なお、油賠法15条1項の類推による直接請求権が(抵触法上は)保険金請求権であると構成した場合、本件で1号にいう義務履行地が日本にあるとは考えにくいと思われる。

- (15) 平成15年7月2日付の「放置座礁船舶対策の基本的方向について一省内検討会取りまとめ」(国土交通省内の「座礁・放置船舶等に関する検討会」における検討結果)(http://www.mlit.go.jp/kisha/kisha03/10/100702_.html) (2015年9月27日最終閲覧)では、被害者に責任保険者に対する直接請求権を認める方向性が示されていたが、成立した法律は直接請求権を認めていない。
- (16) 萩本修編著『一問一答 保険法』133頁(商事法務、2009)参照。保険法改正前後にこのテーマに関し多数の論文が公表されている。
- (17) 学説の概況については、村上正子「涉外訴訟の当事者」新堂幸司(監)＝高橋宏志＝加藤新太郎(編)『実務民事訴訟講座(第3期)第6巻一上訴・再審・少額訴訟と国際民事訴訟』415頁(日本評論社、2013)、428-431頁などを参照されたい。
- (18) 前掲・東京地判昭和37年7月20日は、被保全債権、代位対象債権ともに日本法が準拠法と解される事案であったことにも注意を要する(保険契約準拠法については豊崎光衛「判批」ジュリスト271号103頁(1963)105-106頁参照)。当事者適格については、理論構成には若干相違があるが、村上・前掲(注17)431-432頁のほか、山本克己「当事者適格」高桑＝道垣内・前掲(注8)181-189頁、小田・前掲(注14)83-84頁、齋藤秀夫＝小室直人＝西村宏一＝林屋礼二(編)『注解民事訴訟法(5)[第2版]』(第一法規、1991)412頁[山本和彦]、小林秀之「外国人の訴訟当事者適格」鈴木忠一＝三ヶ月章(監)『新・実務民事訴訟講座7 国際民事訴訟・会社訴訟』87頁(日本評論社、1982)100-103頁など参照。なお、実体準拠法所属国が直接訴訟を認めるが法廷地法たる日本法は認めていない場合、法廷地法が直接訴訟を認めているが実体準拠法所属国がこれを否認している場合の処理を念頭に、当事者適格の問題について外国訴訟法適用の可能性を肯定する見解として松岡博「涉外訴訟事件における当事者」新堂幸司(編集代表)＝上田徹一郎＝福永有利(責任編集)『講座民事訴訟③ 当事者』161頁(弘文堂、1984)185-187頁がある。これについては、給付請求では当該請求権の帰属は本案の問題として扱われるべきで、同見解の懸念する問題は生じないとする小田・前掲(注14)85頁、村上・前掲(注17)432頁の指摘が妥当と考える。
- (19) 例えば、江川英文『国際私法[改訂増補版]有斐閣全書』(1970)244-245頁、実方正雄『国際私法概論』(有斐閣、1942)252頁、桑田三郎「債権の対外的効力・変更・消滅」国際法学会編『国際私法講座Ⅱ』(有斐閣、1955)487頁、489頁、山田鏝一『国際私法[第3版]』(有斐閣、2004)375頁など。なお、久保岩太郎『国際私法論』(三省堂、1935)363頁は代位権行使の方法は債務者の権利の準拠法によるとする。
- (20) この観点から①説に疑問を呈したものとして折茂豊『国際私法 各論[新版]』(有斐閣、1972)197頁、明確にこの立場をとるものとして溜池良夫『国際私法講義[第3版]』(有斐閣、2005)407頁、樫崎みどり「判批」『国際私法判例百選[第2版]』96-97頁(2012)97頁、道垣内正人＝櫻田嘉章編『注釈国際私法(1)』(有斐閣、2011)570頁[北澤安紀]。
- (21) 道垣内正人『ポイント国際私法各論[第2版]』(有斐閣、2014)287-288頁は被保全債権は経済的に不良化していることを指摘し、出口耕自『基本論点国際私法[第二版]』(法学書院、

2001) 106-107頁は複数の代位債権者が現れた場合、債権質権者、債権譲渡の譲受人、相殺権者と権利が競合した場合に統一的処理が可能になるとする。また、山本・前掲(注18) 186-187頁は、理論構成は不明だが保険契約の効力の準拠法によるとする。なお、道垣内説に対する批判として、榑崎・前掲(注20) 97頁は転位型には無資力要件が課されない旨指摘するが、最判昭和49年11月29日民集28巻8号1670頁は保険金請求権の代位行使につき債務者(被保険者)の無資力を要件としている。

(22) 小出邦夫『逐条解説・法の適用に関する通則法[増補版]』(商事法務, 2014) 297頁。比較法的状況及び学説の詳細については、道垣内=櫻田・前掲(注20) 565-570頁[北澤]参照。

(23) 債権譲渡のほか、債権質、相殺、債権者代位等の問題を債権準拠法により統一的に処理することを指向する見解には、その理由は定かでないが法定代位も債権移転の一場面として同列に論じるものが多いと思われる(例えば森田博志「判批」『国際私法判例百選[新法対応補正版]』(2007) 90-91頁参照。なお、債権譲渡の準拠法に関する諸説の理論的背景を検討した上で、通則法13条と同様に債権の移転原因についても区別して論じる必要がないとする見解として横溝大「債権譲渡」ジュリスト1325号62頁(2006) 68頁参照)。私見は、債権が譲渡や担保権設定等の財産的処分の対象として把握され取引安全を重視すべき場面に関しては、統一的処理を指向する立場に理由があると考え。しかし、保険代位は不当利得の調整や加害者の免責禁止等を目的とする公益的な制度であり、これを一面的に「債権の移転」の問題と単純化して議論することの妥当性には強い疑問を覚える。

(24) 責任保険者に対する直接請求権について保険契約準拠法による説として、土井輝生「涉外保険契約における国際私法問題」早稲田法学38巻3号325頁(1963) 342頁。これに対し、松岡博「責任保険契約における国際私法問題」阪大法学62号52頁(1967) 77頁は不法行為債権の効力の問題とする(榑崎・前掲(注20) 97頁もこの説を前提としていると思われる)。責任保険者に対する直接請求権は、実質法上、保険者による被保険者の損害賠償義務についての法定の重疊的債務引受ないし連帯保証と解して損害賠償請求権と構成されることがあるが(山下・前掲(注14) 438頁脚注155)、抵触法上は、責任保険契約がなければ生じ得ない効果であることから保険契約準拠法によらしめるのが妥当であろう。なお、保険契約準拠法、不法行為準拠法のいずれかには割り切り難い問題が生じる局面ではあり、2007年7月11日の「契約外債務の準拠法に関する欧州議会及び理事会規則(EC) 864/2007」(ローマII規則) 18条は、より被害者保護に厚く、契約外債務の準拠法又は保険契約準拠法のいずれかが直接請求権を規定していれば直接請求可能としている。

被害者の先取特権については債権質と同様に解することができよう。債権質の成立及び効力を質入の対象となる債権の準拠法によらせること(最判昭和53年4月20日民集32巻3号616頁)については、理論構成につき争いはあるものの(道垣内=櫻田・前掲(注20) 562-564頁[北澤]など参照)異論はないと思われる。

(25) なお、ロシアはUNCITRALモデル法に準拠した仲裁法を1993年に制定しており、1958年の外国仲裁判断の承認及び執行に関する条約の締約国でもある。小田博『ロシア法』(東京大学出版会, 2015) 108頁参照。

(26) 仲裁合意の主観的範囲については議論があるが(例えば上野泰男「仲裁契約及び仲裁判断の効力の人的範囲」関西大学法学論集35巻3・4・5号1187頁(1986)、猪股孝史「仲裁合意の効果とその効力範囲」JCAジャーナル53巻12号14頁(2006)、三木浩一=山本和彦編『新仲裁法の理論と実務』ジュリスト増刊(有斐閣, 2006) 71-75頁など)、基本的には仲裁合意の解

積の問題である (三木=山本・同書72頁)。債権者代位の債権者と第三債務者の立場は、債権譲渡における譲受人と債務者との関係にやや似ているが、債権譲渡に関し、学説はほぼ一致して譲受人に対する効力を原則肯定する (異説として三木=山本・前掲 (注26) 72頁 [上野泰男発言] 参照)。特定承継人に対する効力については、小島武司=猪股孝史『仲裁法』(日本評論社、2014) 130-131頁、山本和彦=山田文『ADR 仲裁法 [第2版]』(日本評論社、2015) 323頁など参照。

- (27) 英法では、加害者である船主の責任内容が確定し支払が行われるまでは保険者 PI の保険金支払債務は発生せず、PI クラブに対する直接請求権は否定されている (*The Fanti and The Padre Island* [1990] 2 Lloyd's Rep 190 (HL). 紹介として石井優・海事法研究会誌98号33頁 (1990)、佐鳥和郎=平田大器・海事法研究会誌99号16頁 (1990))。2010年3月25日に1930年の同名の法律を廃止して制定された Third Parties (Rights against Insurers) Act 2010においても、海上保険に限ってはこの立場が維持された。
- (28) 国内事案については最判昭和57年9月28日民集36巻8号1652頁がある。

[本研究には JSPS 科研費15K21089の助成を受けた。]